

議第47号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2各号列記以外の部分中「第17条の2」の右に「及び第17条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「第17条の2」の右に「及び第17条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の3ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第17条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の被保険者均等割額等」に改める。

第17条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第17条の4 当該年度において世帯主の世帯に属する被保険者が未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者をいう。以下同じ。）である場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額か

ら、それぞれの被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において第17条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に属する被保険者が未就学児である場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額から、第17条の2第1項及び第2項に定める場合に応じ、それぞれ同条第1項及び第2項に規定する別に定める基準に従い減額する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除した額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

保険料の賦課額のうち基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定する等の必要があるので提案する。